本論文は

世界経済評論 2023 年 3/4 月号

(2023 年 3 月発行) 掲載の記事です





急速に構築される 日本の経済安全保障制度



浦田 秀次郎 早稲田大学名誉教授

うらた しゅうじろう 慶應義塾大学経済学部卒業, スタンフォード大学経済学部博 士課程修了 (Ph.D.)。ブルッキングズ研究所研究員,世界銀行エコノミストなどを 経て早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授。専門は国際経済学、経済発展論。近 著に『はじめて学ぶ国際経済[新版]』(共著, 有斐閣, 2022年) など。

米中対立、ロシアによるウクライナ侵攻、新型コロナウィルス感染など世界の経済、政治、社会に深刻な影 響を与えている問題の収束が当分期待できない不確実性の高い状況において,欧米諸国をはじめとして世界の 多くの国々が経済安全保障制度の整備を進めている。日本では,2010年代末から外為法の改正,内閣官房国 家安全保障局における経済班の設置,経済安全保障推進法の成立(2022 年 5 月)などを経て経済安全保障 制度の構築が進んでいる。経済安全保障の確立は国家にとって最重要課題の一つであるが、そのために実施さ れる政策については経済への影響などを考慮しなければならない。経済安全保障を独自で確立することは難し く、友好国との協力・協調が不可欠である。また、敵性国とも国際的枠組などを利用して相互に認識を深める ことが重要である。

はじめに

経済安全保障に対する関心が近年世界で急速 に高まっている。飯田(2022)によれば経済安 全保障という言葉の発端は2017年に発足した 米国のトランプ政権で大統領府貿易製造業局長 を務めた Peter Navarro が「経済安全保障は国 家安全保障そのものしというモットーを提唱 し.「安全保障」の意味の範囲を経済に関わる 部分にまで拡張したことである。米国における 経済安全保障に関わる経済政策の具体例として は、鉄鋼・アルミ関税、兵器移転よび無人飛行 システム、サプライチェーン脆弱性調査などが 挙げられる。これらの政策の背景には、アメリ

カ・ファースト政策があった。

その後、以下に挙げる2つの展開が経済安全 保障という言葉を多くの人々の間に浸透させ た。一つは、2019年に中国の武漢で発見され、 その後世界に感染を急拡大させた新型コロナ ウィルスによってもたらされた甚大な社会的. 経済的被害である。新型コロナウィルスから身 を守るためのマスクや消毒液などの医療品は供 給不足になり、社会をパニック状態に陥れた。 ウィルス感染を抑制するために導入された人の 移動制限措置は経済活動を停止させ、経済的混 乱および低下をもたらした。例えば、中国での 自動車部品生産の停止は、日本の自動車生産の 停止をもたらした。新型コロナウィルス禍は生 活に必要な製品については国内供給が重要であ

るという認識を高める結果となった。特に. 政 府の意向による政策変更の確率が高い中国への 供給依存が問題視されるようになった。

今一つの展開は米中対立激化による対中強硬 路線の強化である。経済的、政治的に台頭する 中国は東シナ海や南シナ海をはじめとして世界 各地で勢力を拡大すべく軍事的手段や経済的手 段など様々な手段を用いて戦狼外交を繰り広げ ている。このような中国の動きに対抗するため に米国をはじめとして欧州諸国や日本は様々な 形で安全保障政策を再構築している。ここで重 要なカギを握っているのが先端技術であり、米 国、欧州諸国、日本は中国による先端技術の搾 取を阻止すべく経済安全保障政策を進めてい る。2022年2月のロシアによるウクライナへ の侵攻により、中国の軍事力による台湾統一の 可能性が引き上げられたとする見方も広がり... 中国への警戒感が高まっている。

以上のような流れの中で、欧米諸国に後れを 取っていた日本は経済安全保障制度の構築を短 期間のうちに進めた。本稿では、近年における 日本の経済安全保障制度構築へ向けての動きを 概観すると共に日本政府が実施した経済安全保 障に関わる政策を取り上げ、内容を分析・評価 する。分析に先立ち、次節では経済安全保障と は何か、という問いについて考察する。最後 に、それまでの議論を踏まえて、日本にとって の望ましい経済安全保障政策を考察する。

経済安全保障とは

2022年5月に成立した「経済施策を一体的 に講ずることによる安全保障の確保の推進に関 する法律(経済安全保障推進法)」第1条によ ると,経済安全保障とは安全保障の確保に関す

る経済施策を一体的に講ずることである、とし ている¹⁾。そこでは安全保障についての定義は 提示されていないので、経済安全保障の意味す るところは不明瞭である。経済安全保障の定義 については神谷(2022)が有益である。神谷は 経済安全保障について,「誰が守るのか」,「何 を守るのか」、「何から守るのか」、「何によって 守るのか」という4つの問いに対する回答を議 論する形で説明している。神谷によれば,経済 安全保障とは国家により、自国の領土、独立お よび国民の生命、財産を、経済的な脅威から、 経済的な手段を中心とするあらゆる必要な手段 を用いて守ることである²⁾。

経済安全保障を考える場合、経済的脅威を特 定する必要があるが、神谷は3つの経済的脅威 のタイプを指摘している。第一のタイプは、国 際的な経済システムに意図的ではなく発生した 攪乱が、自国の経済に負の影響を与えるケース である。新型コロナ感染や地震などの自然災害 によるサプライチェーンの混乱や異常気象によ る農作物への被害などが、このタイプの経済的 **脅威である。第二のタイプは、他国が自国との** 経済関係から引き出した利益が、自国の経済や 安全に負の影響を与える場合である。例えば. 自国から他国へ技術が流出して、自国の経済に 負の影響を与える場合や、流出した技術が軍事 転用されて自国の安全を脅かすようなケースで ある。第三のタイプは、他国(敵性国)がその 経済力を用いて意図的に自国の経済や安全に負 の影響を与えようとするケースである。これ は、敵性国がその経済力を背景に経済的手段を 用いて自国に負の影響を与えるケースである。 このタイプは、敵性国によるエコノミック・ス テイトクラフトと称される行為である³⁾。

経済安全保障に関する経済的驚異を3つに分

類したことの重要性は、それらの脅威への対応 が異なるからである。第一のタイプの脅威への 対応には、世界経済に混乱が起こっても、自国 経済に負の影響が及びにくい経済的体質を構築 することである。経済的自立性を高めることで, このタイプの脅威には対応できる可能性が高い が、経済的自立性の強化は他国との貿易や投資 などの経済的関係を制限することになり、経済 規模の縮小や消費者利益の低下といった形の犠 牲を払わなければならない。また、世界経済に 発生した混乱への対応としては、経済的自立性 を考える場合に、他国との協調や協力が有効で あることも留意する必要がある。 さらに、 自国 における地震などの自然災害による被害からの 復興には、諸外国との貿易、投資、援助などを 通じた経済的関係が有効であることも忘れては ならない。第二のタイプの脅威に対しては. 技 術の輸出管理,外国企業による企業買収の規制 など法制度を整備することと整備された法制度 を厳格に実施することが重要である。第三のタ イプの脅威への対応としては、自国の経済や技 術での敵性国への依存を低下させる.つまり経 済的自立性を高めることである。但し、日本を 含めて多くの国においては敵性国との関係での 経済的自立性を単独で達成することは難しい。 そこで、同盟国や友好国との関係を深めること で、敵性国から自立することが重要になる。

日本の経済安全保障制度4)

近年の日本における経済安全保障への関心の 高まりは米国のトランプ大統領の下での経済安 全保障政策における対中強硬路線の強化によっ て触発された5)。甘利明が会長を務める自由民 主党所属の国会議員により構成される「ルール

形成戦略議員連盟」は2019年3月に経済や安 全保障政策の司令塔として「国家経済会議(日 本版 NEC) | の創設を求める提言を纏め⁶⁾. 同 年5月に安倍晋三首相に提出した。この提言の 背景には、台頭する中国による経済覇権と安全 保障上の勢力の拡大を目的としたエコノミッ ク・ステイトクラフトに対して、米国は1991 年に設立した NEC の再構築を始めており、日 本も同様の体制の設立が必要であるという認識 があった。

このような動きを背景に、日本政府の中で経 済と安全保障が重なり合う分野に焦点を絞って 政策を構築する体制づくりが進んだ。2019年6 月に経済産業省は大臣官房に新たに経済安全保 障室を設立し、同室長は貿易経済協力局貿易管 理部安全保障貿易管理政策課長が兼務してい る。因みに同省では2014年7月に通商政策局 にルール形成戦略室を設立していた。

外務省では経済局の中の資源安全保障室がエ ネルギー, 鉱物資源, 食料の安定供給の確保等 を担当してきたが、2019年10月に総合外交政 策局に新安全保障課題政策室を設立した。尚. 同室は2020年8月経済安全保障政策室に改称 された。経済産業省や外務省の他に、金融庁、 防衛省、公安調査庁、警視庁等においても経済 安全保障に関する組織やプロジェクトチームが 設置され、経済安全保障体制が整備された。

日本の経済安全保障体制整備の最終段階とし て 2020 年 4 月に内閣官房の国家安全保障局の 中に経済班が設置された⁷⁾。経済班設置の背景 として経済産業省が2018年に米国によって実 施された先端技術に関する輸出規制の強化に対 応するような政策の必要性を認識したことがあ る8)。経済産業省は1987年に(当時は通商産 業省) 東芝によるココム違反事件で苦い経験を

しており、米国の輸出管理政策には極めて敏感 であった。

経済産業省は「外国為替及び外国貿易法(外 為法) によって対内直接投資規制の厳格化に より機微な技術を所有する日本企業の買収を阻 止することを考えていたが、外為法を実施する 財務省は技術を安全保障の観点から評価するこ とはできなかった。技術についてはその種類に よって管轄する官庁は異なっていた。例えば、 情報技術に関する技術は総務省の管轄であるの に対して. 医薬品に関する技術は厚生労働省が 管轄している。しかしながら、管轄が省庁間に 跨るような技術については、また上述したよう な管轄が比較的に明確な技術であっても他の省 庁に跨るような状況が生じることもあり、省庁 間での調整が難しい状況が生まれるようになっ ていた。そこで経済安全保障に関わるような技 術を管轄することを一つの目的として内閣官房 の安全保障局の中に経済班が設立された。

同経済班の役割として、経済に関しては先端 技術の保護や感染症の経済分析、安全保障に関 しては、機微技術の軍事転用防止や感染症の水 際対策. 外交に関しては入国制限を巡る情報交 換や法人保護に向けた意思疎通などがある⁹⁾。 これらの役割の中で最も注目されているものの 一つに先端技術の保護がある。非同盟国による 獲得の目標となっている技術としては、人工頭 脳、デジタル経済の発展にあたっての核心的技 術である第5世代移動通信システム(5G)に 関する技術. ロボテックスやバイオテクノロ ジーなどがある。これらの技術の獲得にあたっ てはいくつかの手段が考えられる。一つはそれ らの技術を所有している日本企業の買収(対日 直接投資)である。この問題についての日本政 府の対応は外為法の改正であるが、外為法の改

正については以下で分析する。もう一つの手段 としては、サイバー攻撃による政府や民間企業 からの技術の搾取である。さらに中国の大学や 研究所との共同プロジェクトを通じた技術漏洩 も深刻な問題である。技術搾取の問題に対して は、政府および民間機関による技術の管理の強 化が進められている。例えば、日本政府は政府 による支援で行われている研究プロジェクトに ついて外国からの資金協力の有無についての情 報の開示を 2022 年度から要求する方針を固め た¹⁰⁾。中国は世界でも最も多くの特許を取得 している国の一つであり、主要なイノベーショ ンの源泉である。日本や他の先進諸国にとって 最先端の技術の開発にあたって、どのように中 国の大学や研究所と付き合っていくのかという 問題は重要である。

2021年9月に発足した岸田政権は経済安全 保障に強い関心を持ち、経済安全保障担当の大 臣ポストと共に閣僚が参加する経済安全保障推 進会議を設立した。同年11月に開催された第 1回の経済安全保障推進会議では、経済安全保 障を強化するために取り組むべき分野として重 要物資や原材料のサプライチェーンの強靭化. 基幹インフラ機能の安全性・信頼性の確保. 官 民による重要技術の育成・支援、特許非公開化 による機微な発明の流出防止の4分野が挙げら れた。同政権は「経済安全保障法制に関する有 識者会議」を立ち上げ、同会議での議論・提案 を経て¹¹⁾. 2022 年 2 月に「経済施策を一体的 に講ずることによる安全保障の確保の推進に関 する法律(経済安全保障推進法) を提出し. 同法案は同年5月に参院本会議での可決により 成立した12)。同法では、法制上の手当てが必 要な喫緊の課題に対応するため. (1) 重要物資 の安定的な供給の確保, (2) 基幹インフラ役務 の安定的な提供の確保, (3) 先端的な重要技術 の開発支援. (4) 特許出願の非公開に関する 4 つの制度を創設することになっている。同法で は、これらの目的を実現するために、主に国に よる資金提供などの支援((1), (3)) や審査の 強化((2), (4)) などが挙げられている。経済 安全保障推進法は、公布から6月以内から2年 以内に段階的に施行することとされている。令 和 4 年 8 月. 上記 4 つの制度のうち. (1) と (3) が施行された。

日本政府による経済安全保障政策の Ш 事例¹³⁾

本節では、近年、日本政府が実施した経済安 全保障政策の中から外国為替及び外国貿易法 (外為法) 改正. 対韓輸出規制. およびサプライ チェーン強靭化支援事業を取り上げ、政策の内 容を分析し評価する。第Ⅰ節で議論した経済的 **驚異のタイプによる分類を参考にすると、外為** 法改正と対韓輸出規制は技術流出を回避するこ とが目的であることから第二の経済的脅威への 対応と捉えることができる。但し、外為法改正 は外国人投資家による対内直接投資に対する対 策ということから受動的性格を持つのに対し て. 対韓輸出規制は韓国の政策あるいは制度へ の対応という性格が強いことから能動的性格を 持つ政策である。従って、対韓輸出規制はエコノ ミック・ステイトクラフトの要素を持つ政策で ある。サプライチェーンの強靭化支援事業は自 然災害による被害への対応という性格を持つこ とから第一のタイプの経済的脅威への対応であ ると共に、敵性国によるエコノミック・ステイト クラフト (第三のタイプ) のような行動から生じ る経済的脅威への対応と解釈することができる。

1. 外国為替及び外国貿易法(外為法)改正

日本政府は新しい経済安全保障政策の一環と して、日本企業から先端技術を取得することを 目的とする外国の投資家による直接投資に対す る規制を厳しくした。但し、日本政府による と、この法改正の目的は安全保障を脅かすよう な直接投資を抑制する一方で、日本経済の成長 に貢献するような健全な対内直接投資を推進す ることである。同改正は2019年11月に国会で 可決され 2020 年 5 月に施行されたのであるが. その背景には米国や欧州諸国などによる国家安 全保障の観点から対内直接投資の審査過程を厳 しくする新たな動きがあった¹⁴⁾。

同改正では、外為法が適用される投資の範囲 を拡大した。改正前では、外国投資家は指定業 種に属する上場企業の株式の10%以上を取得 する場合には、政府への事前届出が求められ、 審査の対象とされていた。指定業種として、武 器,航空機,原子力,宇宙関連,軍事転用可能 な汎用品、サイバーセキュリティ、通信など日 本標準産業分類 1465 部門のうち 155 部門が指 定されていた。

外為法改正後には、株式取得に関する事前届 出の閾値が10%から1%へと引き下げられた。 株式所有比率を1%とした理由として、発行済 株式の1%を所有すれば会社法上議題提案権を 行使することが可能になり、経営への影響力を 行使できるという判断がある。因みに、事前届 出の閾値について、米国では設定されていない が, フランス, ドイツ, イタリアでは各々, 33%, 10%, 3%に設定されている $^{15)}$ 。

一方. 問題のない投資の拡大を促すために. 事前届出免除制度を導入した。外国金融機関は 以下の基準((a) 外国投資家自ら又はその密接 関係者が役員に就任しない, (b) 指定業種に

属する事業の譲渡・廃止を株主総会に自ら提案 しない. (c) 指定業種に属する事業に係る非公 開の技術情報にアクセスしない)を満たせば. 事前届出は原則として免除される(包括免除)。 他方、過去に外為法で処分を受けた者や国有企 業等は、常に事前届出は免除されない(本則)。 包括免除および本則に該当しない一般投資家 は、指定業種のうち、安全保障上特に重要な業 種(コア業種)以外に属する上場株式会社の株 式を1%以上取得する場合には、上述した3つ の基準を満たせば、原則として事前届出は免除 される (一般免除)。一般投資家が「コア業種」 に属する上場企業の株式の1%以上を取得する 場合には、上述した3つの基準に加え、以下の 基準((d) コア業種に属する事業に関し、重 要な意思決定権限を有する委員会に自ら参加し ない. (e) コア業種に属する事業に関し. 取締 役会等に期限を付して回答・行動を求めて書面 で提案を行わない)を満たせば、10%までの投 資について事前届出は原則として免除される。

コア業種として武器, 航空機, 宇宙関連, 原 子力関連, 軍事転用可能な汎用品, サイバーセ キュリティ関連, 電力業, ガス業, 通信業, 上 水道業. 鉄道業. 石油業の12業種が指定され ている。事前届出免除制度を利用する外国投資 家は株式取得日から45日以内に政府に報告す る必要がある。

財務省は、2020年5月に株式取得にあたっ て事前届出を必要とする銘柄リストを公表し た。全上場企業 3,800 社のうち、指定業種(コ ア業種も含む)に属する上場企業は2.102社. コア業種に属する上場企業は526社であっ c^{16} 。同リストは 2021 年 11 月に改正され、 指定業種(コア業種も含む)に属する上場企業 は1,962 社, コア業種に属する上場企業は801 社になっている¹⁷⁾。

改正外為法の経済的視点からみた負の影響に ついての懸念が指摘されている。一つは多くの 上場企業が事前届出の対象になっていることで ある。当初の規定では、上場企業の55%が指定 業種に指定されている。この割合は他国と比べ て極めて大きいようである18)。一定の条件を 満たすことができれば事前届出が免除される が、条件を満たさなければならないというだけ でも、投資意欲を低下させる。日本は諸外国と 比べて対内直接投資の水準が極めて低い。対内 直接投資残高を GDP との比率で計ると 4.9% (2020年) で世界平均の48.8%を大きく下回っ ている¹⁹⁾。日本政府は経済活性化のために対 内直接投資の拡大を目指しているが²⁰⁾,外為 法改訂による規制強化は経済活性化に逆行す る。また、外国からの直接投資の規制強化は国 内企業への競争圧力を低下させることから, コーポレートガバナンス改革を遅らせ、企業の 競争力の強化や経済の活性化に重要な役割を果 たす生産性の向上を難しくしてしまう。

対内直接投資の審査についても懸念が指摘さ れる。米国では省庁間委員会である対米投資委 員会(CIFIUS)が設立され、米国の企業や事 業への外国の直接投資の国家安全保障への影響 を検討している。審査の内容などについては審 査件数などは公表されており、活発に活動が行 われているようである。一方、日本では財務省 と投資に関連する分野を担当する省庁が審査を 行っているが、審査件数といった機微ではない と思われる情報についても開示されていない。 米国では経験を積んだ専門家が審査をしている と思われるが、日本の審査状況や能力について は、実態が分からないだけに、審査の妥当性に 不安が残る。

2. 対韓輸出規制

経済産業省および最近では安全保障局経済班 が日本や米国による制裁の対象となっている国 や日本の安全保障を脅かすような目的に使用さ れるような恐れがある国への先端技術の流出を 防ぐために輸出を管理している。日本政府は先 述のココム協定違反事件を未だに鮮明に記憶し ているだけではなく、 先端技術が北朝鮮や中国 の軍部に亘ることを恐れている。さらに米中技 術競争や米国による技術面での中国切り離しに 巻き込まれることを恐れている。

日本政府は韓国政府が適切な管理を怠ってい るとの理由で2019年7月にスマホや半導体生 産の材料であるフッ化ポリイミド (スマホのディ スプレーに使用)、レジスト(導体ウエハーに 回路パターンを転写するために塗布される薄い 膜).フッ化水素(半導体製造工程において エッチングガスとして使用)の3品目の対韓輸 出について優遇扱いを中止し、輸出業者にその 都度の許可申請を義務付ける措置を適用した。 また同年8月には、韓国を安全保障上の友好国 である「ホワイト国」のリストから除外した。

韓国のスマホや半導体製造企業にとって、こ れらの素材の日本への依存度が高いことから. 輸出規制強化による商業的・経済的影響は大き い。因みに、韓国のフッ化ポリイミド、レジス ト(感光剤)、フッ化水素の輸入に占める日本 からの輸入の割合は、各々、94%、92%、44% であった。

日本政府による対韓輸出規制強化は、日韓関 係が急速に悪化していたことから、政治問題と なった。韓国の最高裁判所は2018年11月に太 平洋戦争中に「徴用工として日本で強制的に働 かされた」と主張する韓国人 4 人が新日鉄住金 に損害賠償を求めた裁判で,「個人請求権は消

滅していない」として、賠償を命じる判決を言 い渡した。この判決は1965年の日韓国交正常 化に伴う請求権・経済協力協定で徴用工をめぐ る問題は解決されたという新日鉄住金側の主張 に反するものであった。また、同12月には海 上自衛隊機に対する韓国海軍のレーダー照射事 件が発生し、2019年6月には慰安婦合意に基 づき韓国が設立した慰安婦財団の解散があっ た。このような状況の中で、対韓輸出規制が強 化されたことから当該措置を歴史問題. 領土間 題、政治問題などと密接に関連した貿易戦争と 捉える向きもあった。この傾向は特に韓国にお いて強く見られた。一方、日本政府は対韓輸出 規制を当該原材料の北朝鮮への流出を回避する 措置として正当化した。

韓国政府は対抗措置として9月に日本を韓国 のホワイト国から除外した。また. 韓国政府は 日本の3品目に対する輸出規制強化は徴用工問 題への報復という外交的な理由によるもので. 世界貿易機関(WTO)のルールに違反すると して、日本をWTOに提訴した。その後、二国 間協議が行われたが、合意に至らず、2020年7 月に紛争解決プロセスにおいてパネルの設置が 決定したが、パネリストの選任がなされないま ま現在(2022年12月)に至っている。この紛争 における日本にとっての問題は、日本が対韓輸 出規制の理由としながら詳しい内容を公表して いない韓国政府による「不適切な事案」が安保 上の理由として認められるかどうかである²¹⁾。 他方、日本の政府関係者が徴用工問題と関連す るような発言をしていることは日本側にとって 不利な材料である²²⁾。両国間での輸出管理政 策に関する対話は継続されているが、韓国のホ ワイト国への復帰の要請には日本政府は応じて いない $^{23)}$ 。また、韓国政府は対応策として、

半導体材料などの国産化を促進するために韓国 企業に対して財政的支援を実施している。

日本政府による対韓輸出規制が実施されてか ら3年半が経過した。日本からの3品目の輸出 への影響を見てみよう。フッ化水素は大きく低 下したが、フッ化ポリイミドとレジストはほと んど影響を受けていない²⁴⁾。細川(2022)に よれば、日本政府による措置は一度許可を得れ ば3年間は申請なしで輸出することができる 「包括許可」から、契約ごとに審査・許可する 「個別許可」に切り替えたということで、普通 の取引は許可されることから影響はそれほどな い。但し、フッ化水素の輸出(韓国側の輸入) の低下については、高品質のものは日本からの 輸入を継続したが、低品質のものは国産品に切 り替えた結果であると説明している。また、高 安(2021)は中国からの輸入が増えていること を指摘している。これらのデータからフッ化水 素は一定程度国産化や他国への代替が進んだ が、フッ化ポリイミドとレジストについては依 然として日本からの輸入への依存が高い。ま た. 日本企業の中には韓国での現地生産を開 始・拡大したり、他地域で操業する海外子会社 から韓国への輸出を開始した企業もあり²⁵. 日本企業への依存については現時点ではあまり 変化がないようである。但し、時間の経過と共 に韓国企業による生産の拡大や他国からの輸入 が増加し、日本あるいは日本企業への依存が低 下する可能性はある。そのような状況が実現す るとするならば、対韓輸出規制は、短期的には 代替が難しいことから輸出への影響は限られて いると思われるが、中長期的には代替が進むこ とで日本企業の売上高を低下させ、競争力を低 下させる効果を持つ可能性があると思われる。

対韓輸出規制強化の目的が仮に韓国における

徴用工裁判における判決の無効化であったとし たならば、この目的は達成されていない。但 し、対韓輸出規制強化をきっかけに韓国側と輸 出管理について協議を進めたことで、韓国側の 輸出管理体制が改善した可能性が高いことか ら、対韓輸出規制強化は日本側にとって安全保 障上有益であったと思われる。

3. サプライチェーン強靭化支援事業

新型コロナ感染は日本経済がサプライチェー ンの脆弱性に晒されていることを明らかにし た。最初に供給不足に陥ったのは、マスクや消 毒液などの医療品であった。続いて、新型コロ ナの震源地とされ、電気電子部品や自動車部品 などの世界で有数の供給基地となっている中国 の武漢での工場閉鎖によって、 それらの部品の 供給が止まってしまい、日本を含めて多くの 国々で電気製品や自動車の生産が大きく落ち込 んだ。

新型コロナ感染が、日本やベトナム、タイな どの東南アジア諸国に拡大したことで、日本、 中国、東南アジア諸国に緊密な生産ネットワー クを築いて効率的な生産を行っていた日本企業 はサプライチェーンの寸断により、海外子会社 からの部品供給が滞ってしまったことから. 生 産減少を余儀なくされた。ワクチンの普及やマ スクの装着、消毒液の使用などを人々が自発的 に行ったことなどから、多くの国々でコロナ感 染が安定し徐々にコロナ以前の生活に戻って いったが、ゼロコロナ政策を続けた中国では経 済活動が長期間にわたって停滞した。工場など の製造業部門だけではなく、港湾や輸送などの サービス部門の操業が止まってしまったことが. サプライチェーンの寸断状況を悪化させた。

サプライチェーンの寸断に直面した日本企業

は、在庫を取り崩すと共に中国以外の国々によ り構成されているサプライチェーンを代替的に 利用することで部品を調達した。サプライ チェーンの寸断は比較的に短時間で修復された が、新型コロナ禍は日本企業によるサプライ チェーンの多元化に対する関心を引き上げた。 日本企業は、新型コロナ感染がなかなか収束し そうもないこと、また、新たなウィルスの発生 の可能性もあることから、企業戦略を just-intime から just-in-case に転換させていった。

電子部品や医療品など多くの商品の供給にお いて中国に大きく依存していた日本企業にとっ て新型コロナ禍の他にもサプライチェーンの多 元化を追求する理由があった。激化する米中に よる貿易戦争および技術覇権競争、さらには中 国における強制的技術移転や技術搾取などが日 本企業による中国での操業を難しくした。サプ ライチェーンの多元化はサプライチェーンの再 構築を必要とすることからかなりの費用が発生 する。また、米中貿易戦争などにみられるよう な政府による介入は企業にとってさらなる費用 が発生する。

経産省は日本経済にとって重要かつ生産拠点 の集中度が高い商品の国内供給の確保に強い関 心を持ち、日本企業によるサプライチェーンの 強靭化および多元化へ向けての投資を支援する 補助金事業を実施した。主要な事業は.サプラ イチェーン対策のための国内投資促進事業と海 外サプライチェーン多元化等支援事業の二つで ある。国内投資推進事業の目標は、国内におけ る生産拠点等の整備を進め、製品等の円滑な確 保を図ることでサプライチェーンの分断リスク を低減し、我が国製造業等の滞りない稼働、強 靭な経済構造の構築を目指すとしている。補助 金の対象となるのは建物・設備の導入で、補助

額の上限が150億円、補助率は大企業に対して は事業規模の2分の1以内、中小企業に対して は 3 分の 2 以内となっている。2020 年 7 月以 降3回にわたって公募が行われ、有識者による 審査を経て、354件、5,147億円(1件平均、 14.5 億円) が採択された。

海外サプライチェーン多元化等支援事業の目 的は日本・ASEAN の強靭なサプライチェーン を構築するため、ASEAN 等において製造拠点 の多元化等を行うことを目的とした設備導入・ 実証試験・FS調査等を支援すること、また、 現地機関・企業との連携を通じて、デジタル技 術を活用したサプライチェーン最適化・効率化 を実現させるための実証・FS 調査等と合わせ て、ネットワーク構築を支援することとしてい る。支援の対象となる製品として自動車. 電気 製品. 衛生用品などが挙げられている。2020 年7月以降2022年6月までに5回公募が行わ れ、有識者による審査を経て103件が採択され ている。採択金額は非公開であるが、351.7億 円の予算が組まれている。予算額を採択件数で 割った平均金額は3.4億円で、国内投資促進事 業と比べて、かなり小規模である。

経済産業省による補助金事業は日本企業によ る国内投資および ASEAN 諸国への投資を促 す効果があったことは確実であるが、効果の大 きさについては判断が難しい。多くの日本企業 は補助金事業とは関係なく、アジアにおいてサ プライチェーンの再構築を進めている。特に中 国との関係でみると、中国における労働コスト の上昇に対応するために、多くの日本企業は中 国にある拠点をベトナムなどの周辺国に移転し たり、新たに投資を行う場合には中国ではなく 周辺国に投資を行うなど、所謂、チャイナ・プ ラスワン戦略を実施してきた。補助金は企業に

とって投資を決定する一つの要因であり、その 他にも、候補地における市場規模、労働コス ト. インフラ整備状況, 貿易・投資政策など 様々な要因がある。この質問への回答を得るに は厳密な数量分析が必要であるが、そのために は、企業に関するデータと共に上述したような 要素に関するデータが必要である。

補助金事業の最終評価は、 サプライチェーン の強靭化への貢献であることを忘れてはいけな い。より具体的には、経済、政治、その他の 様々なリスクへの対応が考慮され、日本にとっ て重要な商品・製品の十分な供給が確保される 状況が構築されているかという視点からの評価 が必要である。この点に関しては、日本への投 資は、 雇用の創出など日本経済へのメリットも あるが、地震発生の可能性が高いことから、日 本に工場を回帰および集中させることが、リス クを拡大させてしまい、サプライチェーンの強 靭化には貢献しない可能性がある。一方、海外 サプライチェーン多元化事業はリスクの分散に 貢献することから、サプライチェーンの強靭性 を強化すると思われる。但し、補助金の供与に あたっては、資金的や人的制約の厳しい中小企 業を優先することが望ましい。

結論

米中対立, ロシアによるウクライナ侵攻, 新 型コロナウィルス感染など世界の経済、政治、 社会に深刻な影響を与えている問題の収束が当 分期待できない不確実性の高い状況において. 日本にとって経済安全保障を実現することは. 言うまでもなく最重要課題である。近年、急速 に構築されてきた日本の経済安全保障制度は. その課題への対応として貢献するであろう。但

し、問題はこの制度を有効に機能させることが できるかどうかである。そこで課題となるの は、有能な人材の獲得と育成であろう。経済安 全保障は日本政府にとっては新しい分野である ことから, 先行する米国との協力は重要であ る。また、経済安全保障が日本にとって最重要 課題であっても、経済安全保障を実現するにあ たって実施される政策の経済的コスト. 例えば 経済成長を抑制するような効果を考慮すること を忘れてはならない。何故ならば、先端技術の 開発は経済安全保障実現のための一つの重要な 要素であり、技術開発の開発には経済成長が欠 かせないからである。

第 I 節で議論したように、経済安全保障の実 現には一国単独では難しく. 友好国との協力が 不可欠である。日本の場合には、米国をはじめ として欧州諸国やオーストラリアやニュージー ランドなどのアジア太平洋諸国との協力・協調 が重要である。具体的には、米国が主導してい るインド太平洋経済枠組(IPEF)や日米印豪 による QUAD などの枠組みへの積極的参加で ある。

敵性国との紛争を避けるためには、敵性国が 参加する枠組みにも参加し、対立する案件につ いて、相互に認識を深めることが重要である。 中国との関係については、アジア太平洋経済協 力 (APEC) や地域的な包括的経済連携 (RCEP) 協定などの地域的枠組みだけではなく、世界貿 易機関(WTO)などの多角的枠組みでの交流 が問題の回避に有効である。経済安全保障の実 現にあたっては地域および世界レベルでの国際 的枠組みへの積極的参加の重要性を指摘した が、これらの枠組みを有効に活用するには、高 い外交能力が不可欠である。

[注]

- 2) 経済安全保障に関する本節での議論は、神谷(2022)に多くを負っている。
- 3) 鈴木 (2022) は神谷とは異なるが、経済安全保障には3つの意味があるとしている。それらは、(1) 供給の安全保障、サプライチェーンの安全保障、(2) 技術の不拡散の安全保障、(3) 他国の規制からの安全保障である。(2) と(3) は神谷の(2) と(3) に対応するが、(1) は異なっている。鈴木の(1) には神谷にある自然災害などによる問題は含まれていないだけではなく、(3) と重なる部分があるように思われる。
- 本節は Armstrong and Urata (2023) を基に議論を拡張したものである。
- 5) 経済安全保障概念の起源は日本が二つの石油ショックにより打撃を受けた 1980 年代初めに遡る。京都大学の故高坂正堯教授が大平政権における外交戦略の基盤となった総合安全保障の一部として経済安全保障という概念を提案した(総合安全保障戦略研究グループ,1980,中西,1998)。そこでは日本の経済安全保障における関心は主に,自由貿易制度の維持、主要な貿易相手国との摩擦の軽減、エネルギーおよび食料の安定供給の維持であった。
- 6) ルール形成戦略議員連盟 (2019)。https://amari-akira.com/ 02_activity/2019/03/20190320.pdf
- 7) 国家安全保障局は2014年に設置された。
- 8) 兼原信克へのインタビュー, 読売新聞, 2020 年 5 月 20 日朝 刊
- 9) 日本経済新聞, 2020年4月1日電子版
- 10) 読売新聞オンライン, 2021年2月28日
- 11) 経済安全保障法制に関する有識者会議での議論について は、内閣府の以下のサイトを参照。https://www.cas.go.jp/ jp/seisaku/keizai_anzen_hosyohousei/index.html
- 12) 同法については、内閣府の以下のサイトを参照。https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/index.html
- 13) 本節は Armstrong and Urata (2023) をアップデートおよ び拡張したものである。
- 14) 財務省 (2020)「外国為替及び外国貿易法の関連政省令・告示改正について」(資料) https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/press_release/kanren shiryou01_20200424.pdf
- 15) 財務省「「外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律 案」について」https://www.mof.go.jp/policy/international_ policy/gaitame_kawase/press_release/kanrenshiryou_19101 8.pdf
- 16) 財務省「本邦上場会社の外為法にける対内直接投資等事前 届出該当者リスト」https://www.mof.go.jp/policy/internati onal_policy/gaitame_kawase/fdi/
- 17) 財務省「本邦上場会社の外為法にける対内直接投資等事前 届出該当者リスト」の改訂について。https://www.mof.go. jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/press_relea se/20211102.html
- 18) 日本経済新聞, 2020年5月23日
- StatAPEC online. https://statistics.apec.org/index.php/ key_indicator/economy_list

- 20) 日本政府による対日直接投資促進政策としては、内閣府に おける Invest Japan を参照。http://www.invest-japan.go.jp/
- 21) 日本経済新聞, 2019 年 7 月 23 日。https://www.nikkei.com/ article/DGXMZO47706340T20C19A7EA2000/
- 22) 世耕経産相は 2019 年 7 月 3 日, 対韓輸出規制の強化にからみ, 自身のツイッターで元徴用工訴訟への韓国の対応について「満足する解決策が示されなかった」と書き込んでいた。日本経済新聞, 2019 年 7 月 23 日。https://www.nikkei.com/article/DGXMZO47706340T20C19A7EA2000/
- 23) 本事案は WTO での安全保障貿易管理措置を WTO 協定適合性という極めて難しい問題にかかわっている。この点に関しては川瀬(2021)を参照。
- 24) Hayakawa et al. (2022) を参照。同論文では、日本の輸出 規制強化は日本の輸出に対する抑制効果は限られている一方 で、米国のファーウェイへの規制が日本の輸出を顕著に低下 させたことが示されている。
- 25) Nikkei Asia, 10 August 2019. https://asia.nikkei.com/Spot light/Japan-South-Korea-rift/Samsung-secures-key-chipsupply-in-Belgium-as-Tokyo-curbs-exports

[参考文献]

- Armstrong, Shiro and Shujiro Urata (2023) "Japan First? Economic Security in a world of uncertainty" in *Navigating Prosperity and Security in East Asia*, Edited by Shiro Armstrong, Tom Westland and Adam Triggs, ANU Press
- 飯田敬輔(2022)「経済安全保障と日本」『世界経済評論』2023 年1・2月号,55-62ページ
- 神谷万丈 (2022)「経済安全保障をめぐる諸論点」『安全保障研究』第4巻第1号、51-65 ページ
- 川瀬剛志 (2021)「日韓紛争にみる WTO 体制と安全保障貿易管理制度の緊張関係」日本国際問題研究所 https://www.jiia.or.jp/research-report/post-44.html
- 鈴木一人 (2022)「自由貿易体制における経済安全保障」『安全 保障研究』第4巻第1号, 25-37ページ
- 総合安全保障戦略研究グループ(1980)『総合安全保障戦略』 大蔵省印刷局
- 高安雄一 (2021) 「対韓国輸出管理適正化で韓国は脱日本を果たせたか: 個別輸出に切り替えられた3品目の動き」 『世界経済評論 IMPACT』 3月22日。http://www.world-economic-review.jp/impact/article2090.html
- 中西寛 (1998)「日本の安全保障経験―国民生存権から総合安 全保障論へ―安全保障の理論と政策」『国際政治』117 号, 141-158 ページ
- Hayakawa, K., K.Ito, K. Fukao, and I. Deseatnicov (2022) "The Impact of the U.S.-China Conflict and the Strengthening of Export Controls on Japanese Exports," IDE DISCUSSION PAPER No. 852, Institute of Developing Economies http://doi.org/10.20561/00053059
- 細川昌彦(2022)「韓国への輸出管理措置発動から3年 やは り "空騒ぎ"だった? 『日経ビジネス』7月1日。https:// business.nikkei.com/atcl/seminar/19/00133/00080/?P=2
- ルール形成戦略議員連盟(2019)「提言『国家経済会議(日本版 NEC)創設』 https://amari-akira.com/02_activity/2019/03/ 20190320.pdf